

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	13-5
許認可等の種類	食鳥検査			
根拠法令条例等・条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条			
許認可等の概要	食鳥の生体検査 食鳥の脱羽後検査 食鳥の内臓摘出後検査			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 ○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (食鳥検査) 第15条第4項 前3項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。 一 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項に規定する家畜伝染病および同法第4条第1項に規定する届出伝染病 二 全豪に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの 三 潤滑油の付着その他の厚生労働省で定める異常 ○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第25条及び第27条			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(検査の性質上、現場において迅速な判断が必要なものであること、及び精密検査を要する場合には検査内容に応じた日数が必要になるものであるため)			
期間の制定根拠	—			